

総社市雪舟生誕地公園条例施行規則をここに公布する。

令和2年11月19日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第42号

総社市雪舟生誕地公園条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、総社市雪舟生誕地公園条例(令和元年総社市条例第42号。以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開園時間及び休園日)

第2条 総社市雪舟生誕地公園(以下「公園」という。)の開園時間及び休園日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

(1) 開園時間 午前9時から午後5時まで

(2) 休園日 12月29日から翌年1月3日まで

(管理の委託)

第3条 市長は、公園の管理の全部又は一部を、相当と認める法人に委託することができる。

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年11月21日から施行する。